岩倉市民プラザの利用予約に係る特別申請に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩倉市民プラザの管理及び運営に関する規則(平成22年 岩倉市規則第2号。以下「規則」という。)第8条第1項ただし書の規定に基 づく岩倉市民プラザ(以下「プラザ」という。)の会議室及び多目的ホールの 利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の特別申請)

- 第2条 プラザの会議室及び多目的ホールの利用の許可を受けようとする者で、 特別の理由を有する場合は、規則第8条第1項に定める岩倉市民プラザ利用 許可申請書(以下「許可申請書」という。)を利用しようとする日の属する月 の6月前の初日に市長に提出することができる。
- 2 前項の規定による申請(以下「特別申請」という。)をする場合は、許可申請書に加え理由書(別記様式)を提出しなければならない。
- 3 特別申請をすることができる者は、規則第5条第1項に定める登録団体等 とする。
- 4 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を速やかに審査し、規則第 8条第2項の規定の例により、処理するものとする。 (雑則)
- 第3条 この要領に定めるもののほか、この要領に基づく申請に関する事項は 規則に準ずるものとする。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

理由書

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者住所団 体 名氏名電話番号

次の理由等により、特別申請として取り扱ってください。

特別申請する理由	
当該事業実施に至	
るまでのスケジュ	
ール	
団体の事業実績	